

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>海外で非居住者向けにATMによるクレジットカードのキャッシング以外の貸金をも業として行っている業者は、たとえ当該業者の発行するクレジットカードで日本でキャッシングをした場合でも、第7号の対象外になるということでしょうか。</p>	<p>第7号の適用については個別具体の事案に即して判断することとなりますが、例えば、外国の会社等が当該外国において、外国の居住者に対して住宅ローン及びクレジットカードによる貸付けを行っている場合には、当該外国の会社等については同号が適用され得るものと考えられます。</p>
2	<p>海外の銀行が発行するATMカードを利用して、日本を訪れた非居住者が日本のATMで預金口座から現金を引出そうとした場合に、預金残高が足りず当座貸越を利用することになった場合には、第7号の対象とはならず、ATMを利用させたものは無登録業者の貸金を媒介したことになるのか。</p> <p>このような場合、国内の銀行は外国銀行代理業務の認可を得ない限り、ATMを利用させることはできないことになるのか。</p>	<p>今般の改正は、日本再興戦略等を踏まえ、海外で発行されたクレジットカードによる貸付けに関する貸金業法の適用関係を明確化するものです。</p> <p>御質問のあった場合についての貸金業法の適用については、これまでの運用を変えるものではなく、個別具体の事案に即して判断することとなります。</p>
3	<p>外国法人が非居住者に交付した、クレジット機能がないキャッシュカードを利用して、ATMを通じて貸付を行う行為も第1条の2第7号に含まれるという理解でよいでしょうか。もし含まれない場合、クレジット機能の有無で、貸金業から除外されるか否かが左右される理由をご教示ください。</p>	
4	<p>銀行が設置したATMから海外発行クレジットカード等を用いて現金を引き出すサービスを提供する場合において、当該銀行が利用者から手数料を徴収すること自体は、銀行法上、特段の規定はなく、手数料を徴収すること自体は銀行法上可能であるとの理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>